

# 一般質問通告書

No 1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

平成 29 年 2 月 16 日

議員番号 2 番

東村山市議会議長 様

質問者 島崎よう子

## 記

番号	質問の項目と要旨
1	<p data-bbox="277 622 727 660">空堀川の植生管理について</p> <p data-bbox="277 734 1420 996">昨年 8 月 22 日の台風 9 号は、午前 10 時半からの 1 時間で 72 ミリメートルという当市の過去最大雨量を記録しました。住民の方から「空堀川内の樹木が流下を邪魔しているので樹木全てを伐採したら如何か」という意見を複数戴きました。ご心配はもっともだと思います。一方、空堀川内の樹木をすべて切ったとしてもほとんど効果はない、とも聞きます。</p> <p data-bbox="277 1019 1420 1115">私は、空堀川内の樹木(灌木)を適正に管理することが、治水上および環境上重要と考え、以下質問します。</p> <ol data-bbox="331 1191 1420 1971" style="list-style-type: none"><li data-bbox="331 1191 1420 1400">① 現在、空堀川の流出は 1 時間 30 mm 対応で、今後 50 mm 対応に下流部から工事が行われることになっている。近年における東村山市内の降雨量の傾向はどれくらいか。また、50 ミリ対応の工事予定のスケジュールを確認したい。</li><li data-bbox="331 1473 1420 1570">② 空堀川内にある樹木が流下を妨げているとしたら、その割合はどれくらいか。</li><li data-bbox="331 1644 1420 1740">③ 空堀川の流下能力の算定に用いる「粗度係数 0.03」を採用しているがこの「粗度係数、0.03」は何を指すのか。</li><li data-bbox="331 1814 1420 1971">④ 空堀川内の植生は“柳瀬川・空堀川の草本・木本維持管理ルール”に基づき管理されているわけだが、この管理ルールを策定した会議はどこか。また、具体的な管理内容を伺う。</li></ol>

- ⑤ 昨年 1 月、下堀橋下流の右岸の護岸が水流により洗掘され、護岸が危うい状況になった。(昨年 3 月定例議会下水道補正予算審議で質疑) 護岸を守るため、ネット入りの碎石を埋め護岸を保護する緊急工事が行われた。この部分の右岸は、以前樹木を伐採しており、護岸洗掘の要因と考えられる。他の部分には、クワの木等がありこれほどの洗掘を起こしていない。樹木が護岸を護っているという認識はあるか。
- ⑥ 美住町などにカワセミが住んでおり、近隣住民の憩いの場になっている。カワセミは、木に止まって魚を狙い、水中に飛び込んで捕る習性をもっている。この木がなくなると、カワセミは魚を捕れず生活ができなくなる。また、クワ等の実を食べにくる鳥も多い。自然と親しむ環境づくりを市としてはどのように考えているか。
- ⑦ 空堀川での「水辺の体験学習」に NPO 法人空堀川に清流を取り戻す会がサポートしている。小中学生にとって、空堀川は学習の場となっていると考えるが、見解を伺う。
- ⑧ 第 4 次総合計画 基本目標 3-1-1 水辺環境の整備 成果を表す指標 指標名「水と親しめる河川や水辺空間の整備に満足している市民の割合」 目標値はH27年 40.0%であった。結果はどうか。
- ⑨ 植物や鳥の姿を楽しみに管理道路を散策している人々はますます増えているように見える。人数の把握を概算としてどれくらい見ているか。
- ⑩ 健康寿命の延伸策として、誰もが安心して外出しやすくするためベンチを置けるよう東京都に働きかけて戴きたい。如何か。
- ⑪ 以上を踏まえて市長に総括的に伺う。

## II 庁舎および公の施設における自動販売機設置方法の見直しを

1. H25年3月の自販機設置に関する質疑では、市民センターの自販機は手をつなぐ親の会が設置、またスポーツセンターおよび運動公園の自販機は東村山すみれ会が設置していると2団体を答弁で明らかにして頂いた。各団体の設置時期、経過、通算の使用許可期間を伺う。
2. 庁舎および公の施設全てに設置している自販機の設置台数を含め設置状況を伺う。また、台帳を整備し管理しているか、確認したい。
3. その内、行政財産の目的外使用の許可を受けたものが自販機を設置したものはどれくらいあるか。
4. 指定管理者制度導入の施設における自販機の扱いはどうなっているか。
5. 設置方法は、有償か、無償か。それぞれの設置者数はいくつか。有償の金額はいくらか、またその算出方法を伺う。
6. 行政財産使用料条例第5条(5)免除によっている使用料金額の総額はいくらになるか。
7. 設置者の選定は公明で透明性の高いものにする必要があると考える。設置基準はどのようになっているか。
8. 福祉団体以外の団体が設置する自動販売機について価格競争を導入していない理由を伺う。
9. 現況の設置は一部に偏ったものであり公平公正とは言えない。市民の財産である公共施設の利益を一部団体に供与することは、説明責任を果たせるものではなく、市民は納得できるものではない。見解を伺う。
10. また、H25年9月の代表質問では、入札であがった歳入分を福祉団体支援の財源として分配する提案を行ったが、特定目的の収入として限定す

ることなく取り扱いたいとの答弁であった。この考え方は、現在も変わらないか。

11. H25年3月の質疑で、現状は既得権益となっていて問題ではないかと指摘したところ、「他市で一般業者と福祉団体の別々の枠を持って入札を行っている事例等もあるというのは聞き及んでいますので、今後そういった方法がとれるか、さらに研究していきたいと考えております。」との答弁であった。その後の研究を聞かせて頂きたい。
12. 災害時対応やAED等の自販機導入がされているが、使用許可申請の際の条件とすることで導入したものか、経緯を伺う。また、無料Wi-Fi機能つき自販機や寄附型自販機もある。今後の自販機活用の方向性を伺う。
13. 財務省の平成26年度予算執行調査によると、地方自治体で、自販機の設置に価格競争を導入したところ、100倍以上の収入増につながったと回答したところが調査対象の13%にも上っている。東村山市内自販機の売り上げでは、設置場所により大きな開きがあるように思えるので、この調査のような効果があるとは限らない。が、価格競争導入の際の見通しを伺う。
14. 財産の有効活用による歳入確保の観点から入札等価格競争導入について、見解を伺う。
15. 総括的に市長に伺う。